

## 令和6年度第1回行政区長・町内会長会議 議事録

●開催日 令和6年4月16日（火） 午後2時から午後3時15分

●場 所 美瑛町役場4階委員会室

●出席者

○行政区長 27人

○市街地町内会長 28人

○町 角和町長、吉川副町長、新村総務課長ほか職員17人 計20人

●議 案 別紙のとおり

●議 事

1 開会 司会：新村総務課長

2 町長あいさつ 角和町長より

3 議題

(1) 令和6年度美瑛町建設工事等予定について（資料No.1）

①建設水道課より説明（安藤課長補佐）

▽本年度の主な工事や設計委託等の予定について、事業名、場所、事業概要、予定工期、所管課の順に記載しております。工事は18件、業務委託は4件で、工事箇所図については、予定表の左側の番号と一致しております。

▽事業概要について

（建設工事関係）

□1番「北町団地2-2号棟建設工事」、北町1丁目において、公営住宅の新設工事を行います。

□2番「観光センター施設整備改修工事」、白金観光センターを改修し、ネイチャーセンターとしての機能を追加することで、体験メニューの販売や備品の貸し出しなどを行います。

□3番「青い池駐車場トイレ新築工事」、4番「セブンスターの木駐車場改修工事」、オーバーツーリズム対策として、青い池駐車場にトイレを新設し、セブンスターの木のバス駐車スペースを増やす工事を行います。

□5～8番、14番「道路改良舗装工事」、昨年度からの継続事業で、町道の改良及び舗装工事を行います。

- 9 番「橋梁修繕工事」、10 番「橋梁更新工事」、橋梁長寿命化計画に基づき、花園の憩橋の修繕と、藤野協成の二号橋の更新を行います。
- 11 番「憩ヶ森公園 改修工事」、日当たりを阻害している樹木の伐採を行います。
- 12 番「旭町 3・4 丁目 6 号線道路改良舗装工事」、13 番「丸山通り線舗装補修工事」、町道の改良舗装工事や、舗装の補修工事を行います。
- 15～18 番「配水管布設替工事」、老朽化した水道管の改修を行うもので、16～18 番については、町道の改良工事に合わせた配水管の布設替工事を行います。

(業務委託関係)

- 1 番「東部地区コミュニティ施設（仮称）実施設計業務」、朗根内において、多世代が関わる機能を有した複合施設の建設に向けた実施計画を行います。
  - 2 番「橋梁定期点検業務」、3 番「橋梁修繕設計業務」、昨年度に引き続き、橋梁施設の計画的・効率的な保全を図るための定期点検と修繕設計を行います。
  - 4 番「公園施設長寿命化点検業務」、公園施設の劣化や損傷状況を確認するため、遊具等の定期点検を行います。
- ▽資料に記載している発注時期、工事区間、内容等については、今後変更となる可能性もあるためご承知おきいただきますようお願いいたします。
- ▽工事等の施工に際して、交通規制や騒音等で町民の皆さまにご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## ②質疑

▽特になし

## (2) 令和 6 年度街路灯設置（変更）事業の追加要望について（資料 No. 2）

### ①建設水道課より説明（安藤課長補佐）

▽町では、安心安全なまちづくりの推進や、省エネルギー対策の一環として、行政区、町内会で管理している街路灯や防犯灯の新設、LED 灯への切り替

えに係る費用の助成を行っており、助成額は、一般の防犯灯は工事費用の1/2以内、ハイウェイ灯は3/4以内です。

▽今年度の事業について、昨年10月に各町内会へご案内しておりますが、現時点で具体的な設置計画のご連絡をいただいているのは1件のみです。随時受け付けておりますので、今年度新たに事業を希望される町内会は、お気軽に建設水道課管理係へご連絡ください。

▽補助申請については、工事着手前の申請が必要ですのでご注意ください。

▽資料裏面は、LED灯へ更新した場合の効果を参考として記載しており、更新前の電灯の種類や、更新後のLED灯の機種によって条件は変わりますが、LED灯へ更新する際の工事費用の改修目安は約2年です。

▽現時点で、町内会で管理している街路灯のLED化率は、約77%となっており、まだ更新されていない町内会においてはご検討いただきたくお願いいたします。

※令和4年度末時点：全901灯中697灯（未更新204灯）

▽（議題には記載なし）議案に同封した、「令和6年度町道及び町河川の補修要望箇所現地調査の立会について」という文書には、今年の1月頃に各行政区から提出いただいた、町道や河川補修などの行政区要望についての一覧を記載しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

▽要望箇所の現地立会について、5月頃より順次進めさせていただきたく、建設水道課維持係から改めてご連絡いたしますので、よろしくご願いたします。

②質疑

▽特になし

### （3）美瑛町住宅リフォーム等助成事業について（資料 No. 3）

①建設水道課より説明（小林係長）

▽町民の方々が安心して住み続けられる住まいづくりを目的に、既存住宅の改修を行う場合、その費用の一部について助成しております。

▽助成対象

住環境整備事業で助成していた「バリアフリー化工事」、窓の改修住宅の

省エネルギー化を向上させる「省エネルギー化工事」、住宅の屋根塗装などの「一般改修工事」が対象です。

#### ▽助成対象者及び対象住宅

本町に3年以上の住民登録があること、申請者及び世帯に町税等の滞納がないこと、自らが所有し居住する住宅であること、申請日時点で新築後20年を経過している住宅であること、以上4点全ての要件を備えていることと、町内業者による施工が条件です。

※1回のみ申請のため、複数の事業をご検討のうえ申請ください。

#### ▽助成金額

資料のとおり、省エネルギー化工事は上限10万円、バリアフリー化工事は上限30万円、一般改修工事は上限10万円、3事業を合わせて最大50万円の助成となります。

▽交付決定前の着手については対象外で、その他事業の助成を受ける場合は、工事範囲の重複はできませんので、ご注意ください。

#### ▽助成対象となる工事

資料3、4ページの表に事業ごとに対象となる工事を記載しています。省エネルギー化工事は、窓や玄関ドア改修等の省エネ性能が向上するもの、バリアフリー化工事は、手すりの設置や段差解消等、一般改修工事は、屋根、外壁の塗装や張替、内装材の張替等となります。

▽行政区、町内会の集まり等でご周知いただき、興味のある方は建設水道課建築係までお気軽にご連絡ください。

#### ②質疑

▽賃貸住宅は対象とならないのか。

→対象になりません。

▽交付申請から決定までの期間はどれくらいかかるか。

→1週間程度です。

▽1回のみ申請とのことだが、別の内容で申請する場合は再度の申請を認めてくれないか。

→事業を進めていく中でそのようなご要望をいただくとおられるため、皆さんがより使いやすい事業となるよう検討していきます。

▽町内業者の施工が条件とあるが、多くの人は町外業者で建築しており、同じ業者に維持管理もお願いしたい。

→町内業者の企業振興等も含めてご協力のほどお願いいたします。

#### (4) ゴミ処理について (資料 No. 4)

##### ①住民生活課より説明 (田之岡補佐)

▽1番「道路清掃時の砂の処理」、各地域での道路清掃により収集された砂は、毎月道路維持のパトロール車が回収しています。肥料袋などに入れ、「マル道」と印字した不燃ゴミ処理券を貼り、ゴミステーションの横に置いてください。

□この処理券が貼られていないと道路清掃による砂との確認ができず、回収されない場合があるため、必ず貼付ください。

□回収は毎月行っておりますが、長期間置いたままの状態になる可能性がある場合は、随時回収いたしますので、建設水道課維持係までご連絡願います。

□集めた砂を入れる使い古しの肥料袋が数枚ございますので、必要な場合は、住民生活課住民生活係へご連絡ください。

▽2番「ゴミステーションのルールを守らないゴミで放置されているもの」、地域内のゴミステーションに出されたゴミのうち、分別ルールが守られていないゴミが置かれていることがあります。それらは通常のゴミ収集では回収できず、「散乱ごみ」となります。そのため、大変お手数ですが、散乱ごみの処理券を貼付のうえ、ゴミステーションに出していただきますよう、お願いいたします。

□(例) ペットボトルとプラスチックゴミは、「散乱」と印字した可燃ゴミの処理券、缶とビンは、「散乱」と印字した不燃ゴミの処理券

□これらのゴミ処理券につきましては、町内会長や公衆衛生担当者に無料で交付しておりますので、住民生活係へお越しくください。

▽3番「資源回収団体に対する補助制度」、ごみの減量化やリサイクル推進を目的に公衆衛生協会が行っている、団体で行う資源回収に対して報奨金を交付する事業です。補助を受けるには、毎年、事前に団体の登録を行って

いただく必要があります。昨年度ご登録いただいた団体には、すでに案内の文書を送付しております。

□今年度新たにリサイクル活動の推進を計画している行政区、町内会がありましたら、実際に資源回収を行う前に、住民生活係で登録の手続きをお願いいたします。

□団体による資源回収は、大変有効なリサイクル活動ですので、今後ともよろしくをお願いいたします。

▽4番「ゴミステーションの設置・改修費助成」、ゴミステーションの新設または改修費用の1/2を補助する制度です。補助の限度額は、1団体につき新設7万円、改修5万円までです。

□ゴミステーションの改修等を検討されている場合は、新設、改修を行う前に補助の申請していただく必要がございますので、住民生活係へご連絡ください。

## ②質疑

▽特になし

## (5) 丘のまちびえいヘルシーマラソン2024の開催について（資料 No. 5）

### ①文化スポーツ課より説明（佐藤課長補佐）

#### ▽大会概要

第37回目となる本大会は、約3,500名の参加者をお迎えし、今回もハーフ、クォーター、ワンエイツマラソンの3コースを設定します。今回も特別ゲストとして増田明美さんにご参加いただきます。

▽大会期日 交歓会6月8日（土）、本大会6月9日（日）

▽各コースの経路、スタート時間は、資料1ページ下段に記載のとおりとなります。

ハーフは、前回から10分繰り下げた10時40分スタートです。

10分繰り下げた理由は、ビルケの森手前の青い池のバス停乗り場で乗車人数が多く時間を要した場合は、白金発の路線バスが通過する前にハーフマラソンがスタートし、バスが通過出来なくなるためです。クォーターとワンエイツのスタート時間は、変更ありません。

▽交通規制へのご協力について、(1)～(3)まで3点記載をしておりますが、例年同様に全面通行止め、片側通行等の交通規制を実施いたします。何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、本町の活性化と観光振興のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

▽交通規制区間

各路線の交通規制の場所、区間、時間を記載しております。マル数字に対応する形で、4、5、6ページの図面に番号を付番しております。

▽郊外の交通規制

町道橋立山憩町線のアダージオ奥三叉路から水沢橋立山交差点の間と、町道橋立山線のペンション星が丘から第3号幹線交差点までの間は、去年は午前10時から午前12時までの規制としておりましたが、警察から午後2時まで規制するよう依頼があったため、規制時間が昨年と比べて長くなる予定で、現在警察と協議中です。

▽町民の皆さまへの周知方法

通行止めとなる区間の地権者の皆さまには、別途、実行委員会事務局より、文書にてご協力の依頼をさせていただきます。

②質疑

▽特になし

## (6) 中心市街地活性化事業について (資料 No. 6)

①まちづくり推進課より説明 (土井補佐)

▽現状の地域特性や課題を洗い出しながら、町民の皆さまが安心、安全、快適に暮らせる地域コミュニティの形成、観光で訪れる多くの人々が集うにぎわいあるまちづくりを目指し、今年度中に「美瑛町中心市街地活性化整備基本計画」を策定するため、昨年度よりコンセプト案を設定しているところです。

▽中心市街地活性化事業とは、町の課題(人口減少、少子高齢化による商店街等での担い手不足や空き店舗化、その空き店舗の有効的な利活用及び町の遊休財産の有効活用)に対する解決方針やまちの賑わいの創出に向け、市街地エリアの中期的かつ総合的な計画として、今年度中に「美瑛町中心

市街地活性化整備基本計画」を策定するものです。

▽具体的な計画案は、昨年度に実施した調査の結果を踏まえて、資料に記載の6点を整備計画として策定しております。

□駅裏北町大町側の駅西側町有地の利活用や高齢者住宅の再整備

□交通手段整理に向けた「パークアンドライド」（車で美瑛にお越しになった方が公共駐車場等に駐車し、公共交通機関に乗り換えて美瑛を楽しんでいただくこと）

□観光客増加に伴う商店街のポイ捨てやトイレ問題解決に向けた計画

▽今後のスケジュールは、昨年度の取り組みにおいて示された構想案を公表し、パブリックコメントの実施や計画、構想に関するパネルを展示するとともに、お越しいただいた町民の皆さまからのご質問やご意見をいただくオープンハウス型説明会を実施いたします。

▽現状の計画や構想は確定事項ではないため、町民の皆さまのお声を頂戴しながら改善、改修を重ねていく予定ですので、パブリックコメントやオープンハウス型説明会へのご協力のほどお願いいたします。

## ②質疑

▽特になし

## (7) 美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金について（資料 No. 7）

### ①まちづくり推進課より説明（大畑係長）

▽令和4年4月に表明したゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして、再生可能エネルギー設備などを導入する場合に、その費用の一部を補助する事業を開始しました。

▽今年度は3つの設備の導入に対する補助を行います。

▽1つ目「住宅用太陽光発電設備と定置用蓄電池設備」、上限30万円、費用の1/2以内の補助

□太陽光発電設備のみの場合は対象となりませんが、すでに太陽光発電設備が住宅にある方は、蓄電池設備の導入をする場合も補助対象です。参考として試算を記載しておりますが、発電量や電気料金は変動がありますので、ご了承ください。



▽2つ目「木質燃料ストーブ」、上限30万円、費用の1/2以内の補助

□薪ストーブとペレットストーブの導入に対する補助です。

▽3つ目「電動生ごみ処理機」、上限2万円、費用の1/2以内の補助

□乾燥式や堆肥化にもできるハイブリット式が対象で、ディスプレイ方式（排水管で生ごみを粉砕する処理機）は対象外となります。

▽補助対象者の要件

町内に住所を有すること又は町内に居住する予定がある者、町内に居住する住宅又は居住する予定のある住宅に設置を行う者、町税等の滞納がない者、会計年度の2月末までに補助対象設備の設置を完了する者、過去に同一住宅に同一の補助対象設備の補助金を受けていない者、美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）に規定する暴力団関係者等でない者、「ZEH」補助が交付（予定を含む）されていない者（住宅用太陽光発電設備等のみ）

▽申請方法

□補助対象設備がすでに設置されているものについては対象となりませんので、補助対象設備の導入前に申請書の提出が必要です。

□申請受付期間 令和7年1月31日まで

※予算がなくなり次第、受付終了予定のため、お早めにご提出ください。

▽モニター制度の導入

今回、補助対象設備を導入した方に利用状況の聞き取り調査や利用状況の報告をしていただきます。

▽お問い合わせ先については、記載のとおりですので、ご不明な点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

②質疑等

▽対象設備の設置等を町外業者に依頼しても補助対象か。

→補助対象です。

▽すでに設置されているものを更新する費用は補助対象か。

→更新の際の撤去費用は補助対象外ですが、新設費用は補助対象です。

**（8）自主防災組織の設置について（資料 No. 8）**

①総務課より説明（藤原係長）

▽2024年の元日、日本中を震撼させた「令和6年能登半島地震」が発生したように、災害は時を選ばずやってきます。今回の地震は震度6強から7の強い揺れで多くの建物が倒壊し、斜面崩落、直後に襲来した津波、延焼火災などで多くの犠牲者を出しました。

地域を結ぶ道路網、電気、水道など生活を支えるライフラインも各所で途絶え、厳冬期の寒さが厳しくなる中、情報や交通が遮断された孤立集落が発生し、救助活動も困難を極めました。また、高齢化と人口減少が進んでいる地域を襲ったため、その後の避難生活も大変な苦勞が伴っているようです。

▽災害の際の「自助」「共助」「公助」について（資料上段の図）

「自助」自分の身を自分で守ること、自分や家族の命を守る行動

「共助」災害の被害を最小限に抑えるために、近隣の方や地域の方と互いに助け合いながら行動すること

「公助」行政による公的な支援

主に被災者の救助や救護、避難所の設営や運営、各種手続きなど  
災害応急対応、災害復旧、復興に関する対応

▽災害発生時に最も多くの被害が出るのは、発生直後の短い時間ですが、大規模な災害が発生した場合、行政が本格的に災害対応を始めるために時間がかかってしまうため、「共助」が重要な意味を持ちます。

▽高齢化が進む石川県境に近い富山県氷見市姿地区では、市が指定する避難所はなく、地区の集会所を自主避難所として設置して、「共助」し合いながら断水が解消される3週間余りを過ごしました。

このような地域住民が安全を確保し安心して暮らせるような活動は、とても重要で大切な取り組みとなりました。

▽現在の自主防災組織の設置状況（資料中段）

現在4つの組織が設置しており、各活動に対して町から補助金を交付しております。

▽自主防災組織設置に係る結成交付金

組織結成の際に、当面の事務費として一律3万円を交付しています。

▽「防災士」資格取得に要する経費の全額補助

受講料と札幌市までのJR代、宿泊費を補助します。

▽自主防災組織や行政区、町内会等の活動に対する補助金の詳細は、資料裏面のとおりです。（自主防災組織を設置していない地域においても防災活

動に対して支援しております。)

▽美瑛町では、昨年度より防災専門官の防災マネージャーを配置しております。町民の皆さまの防災意識の向上、災害に対する備え等の啓発活動を行っております。

▽自主防災組織の設置に関するご要望や、地域での防災・災害に関する訓練、講話、研修会等を開催するために防災マネージャーの派遣を行っております。ご希望される場合は、資料下段に記載の、総務課危機対策室までご連絡ください。自主防災組織の設置の有無に関わらずご協力させていただきます。

## ②質疑

▽特になし

## (9) 「町内会・自治会活動保険」について (資料 No. 9)

### ①総務課より説明 (樋上主事)

▽町では、安心して地域住民活動をしていただけるよう、万が一の事故等に備えて保険に加入しています。

▽保険給付対象は、町内会及び自治会が企画して行う活動や行事の中で、ケガや賠償責任が生じた場合です。

□対象となる具体的な自治会活動は、3ページに記載

保険金の支払い対象となる事例は、4ページ、5ページに記載

支払いの対象とならない事例は、6ページに記載

□給付額は、ケガの通院が1日につき千円、入院の場合1日につき2千円、そのほか万が一の死亡事故や、障がい見舞い費用、賠償責任が生じた場合に資料記載の費用が給付されます。

▽自治会活動では、事故等が発生しないよう安全には十分配慮しながら行っているとは思いますが、万が一、事故が発生した場合、まずは総務課総務係へご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

## ②質疑

▽特になし

## (10) 「環境美化活動推進補助金制度」について (資料 No. 10)

①総務課より説明（樋上主事）

▽行政区、町内会、集落会が自主的に実施する環境美化活動に対して活動費を補助することにより、地域の環境美化とコミュニティづくりを推進する補助制度です。

▽補助対象となる経費は、会館などの敷地内や街路樹マスに植える花の苗代と肥料等の購入にかかる経費です。

▽補助額は、対象となる経費の50%（上限3万円）です。

▽要望がある場合は、申請書等を窓口もしくは郵送でお渡しいたしますので、各行政区、町内会でご検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

②質疑

▽特になし

(11) 行政区・町内会の事務取扱交付金と会館運営助成金等の交付事務に係る戸数の確認について（資料 No. 11）

①総務課より説明（樋上主事）

▽今年度の交付金の基準額は、昨年度と同様です。

▽行政区長の皆さまの資料には、現在ご報告いただいている区長、会長名と戸数の一覧を添付しております。

□基準日は4月1日となりますので、各行政区で記載された内容から戸数等に変更がある場合は総務課総務係へご連絡をお願いいたします。

▽あわせて、行政区長の皆さまの資料に添付している委任状につきましては、お振込み先の口座が、会計ご担当者様の名義になっているなど、行政区長様の名義でない場合に必要となりますので、口座名義等をご記入のうえ、4月30日までにご提出をお願いいたします。

▽交付金につきましては、原則、口座振り込みで支出をしております。

口座を持っていない行政区におかれましては、窓口払いで対応いたしますので、その旨を総務課総務係までお電話でお知らせください。

②質疑

▽会館の駐車場のライン引きは、会館整備補助金は対象になるか。

→現段階では対象外としております。次の議題でご説明する新たな一括交

付金制度を新たに導入するに当たり、皆さまのご意見をいただきながら、見直しについて検討いたします。

- ▽交付金、事務費の支出基準を戸数ではなく、居住人数にしてくれないか。  
→現制度では、年度始めに基準戸数の確認を行い、交付金を支出しております。一括交付金制度では、基準戸数の設定方法について検討中です。

## (12) 地域活動推進一括交付金（仮称）のアンケート調査結果について（資料 No. 12）

### ①総務課より説明（餌取課長補佐）

▽令和4年度から行政区長会議に際して説明しております、「地域活動推進一括交付金」の導入に係る内容です。昨年開催の行政区長会議におきまして、現在検討中の一括交付金の概要についてご説明し、あわせて新しい制度のニーズや制度提案等に係るアンケート調査を実施させていただきました。本日は、アンケート調査の結果について共有し、今後の進め方等についてご説明いたします。

#### ▽1「アンケートの概要」

□アンケートの実施期間、対象者、回答数等は資料に記載のとおりで、結果については、本年3月から町ホームページにおいて公表しています。

#### ▽2「主な回答結果」

□一括交付金の導入について、「よい、とてもよい」のご意見が、行政区、町内会ともに6割を超える結果となりました。また、現段階では、具体的な交付金額の提示を行えていないことから、「どちらともいえない」を選ばれた方も一定数あったところです。

□地域の課題について、行政区、町内会ともに、1番の「役員の高齢化、担い手不足」、3番の「人手不足による活動の規模縮小」を選ばれた方が多い結果となりました。

□日々の困りごとの具体例やエピソード（自由記述）では、「役員の高齢化、固定化、役員不足」、「環境整備活動の人手不足」等のご意見をいただきました。

□課題解決に向けて、地域ではどのような取組が必要だと感じているか（自

由記述)では、「新たな機械を購入して人手不足を補う」、「環境整備活動の業者委託」、「組織の再編成」等のご意見をいただきました。

- 一括交付金にどのような制度を加える必要があるか(自由記述)では、「作業委託費用の支援」、「役員手当や補助額の増額」、「事務申請の負担軽減」等のご意見をいただきました。

#### ▽アンケート結果の総括

- 一括交付金制度の導入については、「良い」という意見を多くいただきました。
- どの設問に対しましても、人手不足の問題が課題という共通の回答がございました。
- これらから、新たな補助制度の導入や現行の補助金制度を見直すことにあわせて、地域活動に対する人的な支援策についても、具体的な計画を立てていく必要があると考えております。

#### ▽地域活動推進一括交付金(仮称)の導入イメージ

- 今回のアンケート結果やこれまでのご意見等を踏まえまして、記載の内容を基本に新制度の導入を検討してまいります。
- 現行の交付金や補助金制度の見直しにあわせて、新たに環境整備に係る機材の購入や会館の解体費用、行政区会館に付随する施設の整備等の補助範囲の拡大など、これまで助成対象としていなかった範囲の拡充を行い、あわせて、各種事務手続の簡略化を進めます。
- 今後の運用の中で、新たな制度が必要となる場合については、その都度制度を見直し、拡充します。
- 行政区や町内会の負担が大きい事務作業等について、行政がサポートする仕組みの導入を検討します。

▽導入スケジュールは、先ほどご説明した3点を踏まえた上で、具体的な基準や要領案を作成し、次回11月の行政区長会議で概要を説明させていただきたいと考えております。

▽このアンケート結果やこれまでいただいたご意見を参考にして、行政区や町内会を通じた自治活動が一層活発となるよう、新たな一括交付金制度の検討を進めさせていただきます。引き続き自治活動の推進にご理解、ご協

力のほど、よろしくお願いたします。

▽資料とは別件となりますが、行政区長会議でお配りしております議案、資料、議事録等につきまして、欠席された区長の方やそのほかの方にもご覧いただけるよう、今年度より、町ホームページでの公開を予定しております。

▽今後は、お配りしている議案等のデータにつきましても、ホームページからダウンロードが可能となりますので、あわせてお知らせいたします。

## ②質疑

▽特になし

### (全体を通しての質疑)

①扇町、白金街道の十字路は、レンタカー等の通行が非常に多く危険なため、停止線を引いてほしい。

→(建設水道課 安藤補佐) 道道と町道の十字路のため、北海道、警察との協議を進めてまいります。

②観光シーズンになると観光バスがたくさん走行していて、生活道路が不便。現状の不便さを町民へのアンケートなどで数値化し、それを踏まえてルールを制定してくれないか。

→(角和町長) オーバーツーリズムに対しての現対策といたしましては、有事の際に、すぐ現場へ行けるよう、人気観光施設駐車場等へカメラを設置しております。また、幅の狭い町道の交通整備について警察と協議を進めているところです。

町民の皆さまはもちろん、観光客の皆さまも町にとって大切であるため、双方の調和を図りながら、気持ちよく生活、旅行ができる様なまちづくりに努めていきたいと考えております。

③ほとんどの地域が担い手不足だが、特に女性の担い手がなくて困っている。役場で声掛けなどをしてくれないか。

→男女共同参画については、行政区や町内会内だけでなく、社会全体の課題として、取り組んでいく必要があると考えています。

4 閉会 司会：新村総務課長（午後 3 時 1 5 分）

以上